

提言3 子どもや若者の成長を社会全体で支えるための環境整備について

1 提言の背景・趣旨

- ・ 本県では、核家族化の進行や、ひとり親世帯の増加、雇用の不安定化による世帯の所得の低下などにより、子育てにかかる不安感や負担感が増大している。また、全国的にも子どもの貧困率の上昇や、若者の生活基盤の弱体化など、子どもや若者を取り巻く問題の複雑化・深刻化が指摘されており、自立や健全育成を図るための取組みが急務となっている。
- ・ 男性の育児休業取得率は0.7%（全国平均2.03%）と低く、仕事と育児の両立可能な環境が整っていないと思っている人は52.3%と半数を超えている。今後、高齢化の進行に伴い、働きながら家族を介護する労働者の増加が見込まれることも踏まえ、ワーク・ライフ・バランスを一層推進する必要がある。
- ・ 人口減少が進行する中、子どもや若者が将来に夢を持ち、結婚、出産、子育ての希望が叶う社会を実現するため、県の総力を挙げて、実効性のある取組みを推進していく必要がある。

2 提言内容

(1) 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

① 結婚・出産・子育てを社会全体で支援する取組みの推進

- ・ 県は、子どもや若者が、結婚観・家庭観を育み、次代の親として将来の生き方を描くことができるよう、乳幼児との触れ合い体験や、ライフデザインセミナー、妊娠・出産に関する知識の普及などのライフプラン教育を一層充実させること。
- ・ 県は、子どもや若者、子育て世代などが、地域の見守りの中で安心して生活できる環境づくりに向けて、県内各地にあるコンビニエンスストアを活用するなど、地域における子育て支援の充実を図ること。
- ・ 県は、子ども・子育て支援新制度のもとで、地域のニーズに応じたきめ細かなサービスが提供されるよう、市町村との連携のもと着実な対応を行うとともに、保育士や保護者など現場の意見を的確に把握し、子育て環境の一層の充実を図ること。

- ・ 県は、育児方法に関する世代間ギャップの解消や、地域における子育てボランティアの育成などにより、中高年層が子育てを応援する活動に参加しやすい環境づくりを推進するとともに、子育て世帯の三世帯同居や近居等のニーズに応じた住宅支援を推進すること。
- ・ 県は、県民や企業からの寄付等を活用した高等教育費に係る奨学金制度を創設するなど、子育て家庭等の経済的負担の軽減策を一層充実させること。

② 全ての子どもの健やかな成長と学びの機会の確保

- ・ 県は、ひとり親家庭の親の安定した就業に向けて、企業への啓発や、雇用する企業への優遇措置の創設を行うこと。また、ひとり親家庭が必要とする情報や支援を確実に受けられるよう、母子・父子自立支援員の資質向上や、民生・児童委員等との十分な連携などにより、相談機能の充実を図ること。
- ・ 国は、喫緊の課題である子どもの貧困対策を効果的に実施するため、子どもの貧困の実態把握を行うとともに、貧困の解消に向けて、非正規雇用労働者の正社員化や最低賃金の引上げなど、雇用環境の改善に向けた取組みを強力に推し進めること。また、地方公共団体や学校、関係機関等が連携しながら、それぞれの役割の中で、相談体制の整備や子どもの学習支援、親の就業支援などの実効性ある取組みが実施されるよう、早急に対応を行うこと。

(2) 子どもや若者が希望を持って暮らせる環境づくり

① 地域の将来を担う人材の育成

- ・ 県は、子どもや若者が様々な人と出会い、学び、経験する機会を通じて、持続可能な地域の担い手として成長できるよう、市町村やNPO、民間団体等との連携により、ボランティア文化の醸成を図るとともに、公民館の機能強化など地域の教育力向上に向けた施策を一層推進すること。
- ・ 県は、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、幅広い視野や観点から、学校の管理運営を担う人材を評価・判断し、登用を行うこと。また、家庭、地域、関係機関との連携により、子どもや保護者に対する防犯教育・情報教育の充実強化を図るなど、子どもや若者の健全育成に向けた取組みを一層推進すること。

- ・ 国は、介護、保育、看護、建設などの人材不足分野における人材確保対策を推進すること。特に、介護分野における深刻な人材不足の解消に向けて、より多くの若者が介護職員を志し、職場への定着が図られるよう、介護職員の処遇改善や社会的評価の向上に向けた施策を一層充実させること。

② 若者の社会的・経済的自立に向けた施策の推進

- ・ 県は、子どもや若者が抱える多様な問題に対応するため、県内6箇所を設置している若者相談支援拠点の拡充と利用促進に向けた取組みを一層推進すること。また、若者の自立支援に取り組む団体等との連携により、専門的知識や経験を持った支援人材の確保・育成に取り組むとともに、空き店舗など既存施設の活用等により、地域における若者の居場所づくりを推進すること。

③ 若者がU J Iターンしやすい環境づくり

- ・ 県は、人材流出が地域に及ぼす深刻な影響について、企業や学校等と認識を共有し、児童生徒、保護者、教員等の県内企業に対する理解促進や、大学生等と地域の交流機会の創出・拡大を図るなど、地域の産業界や教育機関等との連携による若者の定着・回帰促進策を強化すること。
- ・ 県は、大学等を卒業後、県内に就業する若者の増加に向けて、県内就職者に対する奨学金返還に優遇策を設けるなど、奨学金を活用した県内定着・回帰を促進する仕組みの構築を検討すること。
- ・ 県は、ふるさと納税者への移住情報の発信強化や、交流人口の拡大・移住者の増加に向けた交流・滞在プログラムの拡充、空き家を活用した起業家の誘致など、U J Iターン促進に向けた取組みの一層の充実を図ること。
- ・ 県は、若者の県内定着・回帰を促進するため、訴求力の高いホームページの構築やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用等により、中小企業の情報や、本県での魅力あるライフスタイル等に関する情報発信の充実を図ること。

(3) 女性が活躍できる環境づくり

① 女性が働きやすい環境づくり

- ・ 県は、母子家庭の母親や、出産・介護等により離職した女性が就業しやすい環境づくりに向けて、マザーズジョブサポート山形の機能拡充を図ること。また、男性の家事・育児への参加促進に

向けて、取組事例等の情報を企業間で共有できる仕組みを構築するなど、企業への支援策を充実させること。

② 男女ともに仕事と家庭を両立できる環境づくり

- ・ 県は、仕事と家庭の両立に向けた環境づくりを促進するため、企業や市町村の取組みを先導するよう、自らが率先してワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むこと。また、企業等における取組みを積極的に後押しするよう、市町村や商工団体等に対する働きかけを強化すること。
- ・ 国は、育児や介護をしながら安心して働き続けることができる環境整備に向けて、官公庁や企業におけるテレワークや短時間労働制度の導入を促進するなど、柔軟な働き方の実現に向けた施策を推進すること。